

～『船橋県民の森』における風倒木の伐採・除去作業のお知らせ～

『船橋県民の森』を御利用いただき、誠にありがとうございます。

下記のとおり、令和元年台風第15号・第19号により被害を受けた木の伐採・除去作業を実施することとなりました。

作業期間中、御利用の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、皆様の安全確保のため、下記の点につきまして必ずお守りいただけますようお願いいたします。

【県民の森利用にあたってのお願い】

- 1 伐採作業につき立ち入り禁止となっている場所へは、絶対に入らないでください。
- 2 作業員の指示には、必ず従ってください。

令和3年1月8日
千葉県北部林業事務所

記

- 1 業務委託名 船橋県民の森台風第15号・第19号による
風倒木等除去業務委託（その2）
- 2 作業範囲 船橋県民の森内
- 3 作業予定期間 令和3年1月12日から令和3年1月22日までのうち二日間程度
- 4 発注者 千葉県北部林業事務所
山武市富田ト1177-7
0475-82-3126（担当：阿部）
- 5 受注者 築山緑化建設株式会社
船橋市浜町3-2-1
047-435-0540（担当：池端）

御不明な点がございましたら、北部林業事務所まで御連絡下さい。

